

関係団体の長 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

イベント開催等における必要な感染防止策等の一部変更について

平素から本県の感染症対策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改定及び関連する国の事務連絡により、感染防止対策の内容に変更がありました。

これに伴い、下記1のとおり、イベント開催等における必要な感染防止策等の一部が変更されましたので、所属構成員の皆様等に対し周知いただき、引き続きイベント開催時の適切な対応にご協力をお願いします。

記

1 変更箇所

【別紙1】 イベント開催等における必要な感染防止策

- ・ 「①飛沫の抑制の徹底」における基本的な感染対策のうち、マスクの着用に関して参照する厚生労働省HPを「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」から「マスクの着用について」に変更
- ・ 「③換気の徹底」における基本的な感染対策を変更
- ・ 「⑦参加者の把握・管理等」における基本的な感染対策のうち、イベント前後の感染防止の注意喚起に関する記載から「直行・直帰の呼びかけ」を削除

【別紙2】 開催予定日（予定期間）が「緊急事態措置」の実施期間に該当していないイベントの開催について

- ・ 「大声ありのイベント」のうち、「収容定員設定なし」の記載から徹底ができない場合の文言を削除

【別紙3】 開催予定日（予定期間）が「緊急事態措置」の実施期間に該当しているイベントの開催について

- ・ 【別紙2】同様

【別紙4】 新旧対照表（【別紙2】、【別紙3】について）

【別紙5】 感染防止安全計画

- ・ 「2. 具体的な対策」のうち、「①飛沫の抑制の徹底」（※1）のマスクの着用に関して参照する厚生労働省HPを「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」から「マスクの着用について」に変更

- ・「2. 具体的な対策」のうち、「③換気の徹底」のチェック項目を「法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分以上）の徹底」から「機械換気による常時換気又は窓開け換気」に変更
- ・「2. 具体的な対策」のうち、「③換気の徹底」の記載項目（例）について、「各施設の設備に応じた換気計画の検討・実施」から「各施設の設備に応じた換気」に変更
- ・「2. 具体的な対策」のうち、「③換気の徹底」の記載項目（例）について、「CO2測定装置」から「二酸化炭素濃度測定器」に変更
- ・「2. 具体的な対策」のうち、「④来場者間の密集回避」の記載項目（例）について、「CO2測定装置」から「二酸化炭素濃度測定器」に変更
- ・「2. 具体的な対策」のうち、「⑦参加者の把握・管理等」の記載から「直行・直帰の呼びかけ」に関する記載を削除
- ・「3. 対象者全員検査に関する実施計画」について、「「検査結果」のいずれも対象としている」を追加

【様式1】感染防止対策チェックリスト

- ・上記変更を踏まえた文言の変更

2 参考資料

- ・令和4年7月15日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220715.pdf
- ・令和4年7月15日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その6）」
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku_20220715.pdf